

学校使用欄		受理日	
-------	--	-----	--

高等学校等就学支援金（令和4年7月分～令和5年6月分）
届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート

※届出（申請）の有無にかかわらず全員、チェックシートを提出してください。

提出期限は7月8日（金）です。提出日：令和4年 月 日

年 組 番	日中連絡が取れる電話番号
フリガナ 生徒氏名	保護者氏名

以下の該当する□にチェックを入れてください。

◎ 令和4年7月以降分の就学支援金の受給を希望しますか？

☐ 希望します

⇒以下、1のうち該当する項目に
お答えください。

☐ 希望しません

※ ここにチェックした場合は、令和4年7月から
授業料を納付する必要があります。
⇒以下、2にお答えください。

1 令和4年7月以降、就学支援金の受給を希望する方

(1) マイナンバーを提出し、就学支援金の認定を受けている方

ア 保護者等の変更について（離婚、養子縁組、死別等による保護者等の変更が該当します。）
前回の提出時から保護者等の状況に変更がありますか。

☐ 変更があります

⇒イ、ウにお答えください

☐ 変更ありません

⇒ウにお答えください

イ 変更内容をお答えください。※該当する番号に○を付けてください。

＜変更前＞前回申請時の状況	＜変更後＞今回申請する状況
1 親権者2名（両親）	1 親権者2名（両親）※養子縁組実施
2 親権者1名	2 親権者1名
3 主たる生計維持者 ※親権者以外の収入で認定	3 主たる生計維持者 ※親権者以外の収入で認定
4 未成年後見人	4 未成年後見人
5 生徒本人	5 生徒本人

・上記の事実発生日（離婚・養子縁組の成立日） 令和 年 月 日

ウ 課税地の変更について（R4.1.1現在の住民票所在地がR3.1.1時点と異なる場合が該当します。）
前回の提出時から課税地（住民票の所在する市町村）に変更（海外への移転を含む）がありますか。

☐ 変更があります ⇒エにお答えください

☐ 変更ありません

エ 変更前及び変更後の課税地市町村をお答えください。（R4.1.1現在で住民票の所在する市町村）

＜変更前＞前回申請時の状況	＜変更後＞今回申請する状況
（例）水戸市	（例）土浦市

(2) 課税証明書等を提出し、就学支援金の認定(令和4年6月分まで)を受けている方

(3) 現在(令和4年6月分)、就学支援金の認定を受けていないが、申請を希望する方

このチェックシートのほか、「収入状況届出書」又は「受給資格認定申請書」と以下の書類を同封の封筒に入れ提出願います。

対 象	提出が必要な書類
市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から市町村民税の調整控除額を差し引いた額が保護者等全員で30万4,200円未満の世帯	令和4年度の市町村民税の課税標準額及び調整控除額（令和3年分の所得に対する額を証明するもの）が確認できるもの。 ①、②のいずれかを提出 ② ☐ 「個人番号カード（写）等貼付台紙 ② ☐ 「令和4年度住民税(非)課税証明書」〈原本〉（市町村役場発行） ☐ 「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）」（市町村役場記入） ◎保護者(親権者)がいない生徒の生計を維持している「主たる生計維持者」の書類を提出する場合は、上記①、②のいずれかのほかに扶養関係の確認のために、<u>生徒の健康保険証の写し</u>を提出してください。 (ただし、国民健康保険加入者は保険証の写しは提出不要です。) ☐ <u>生徒の健康保険証(写)</u>※親権者及び未成年後見人の方の提出は不要です。
生活保護世帯 ※R4.1.1現在生活扶助を受けている場合に限ります	☐ 生活保護受給証明書 ※<u>令和4年7月1日以降に発行されたものを後日</u>提出してください。 生活扶助以外の扶助（医療扶助、教育扶助等）のみを受けている場合は、上記①、②の書類のいずれかを提出してください。

【注 意】○ 提出いただいた課税証明書等の原本は、原則返却しません。返却を希望される場合は、提出の際にお申し出ください。

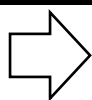
○ 提出期限までに書類の提出がない場合や、書類に不備がある場合などは就学支援金が支給されないことがあります。

2 令和4年7月以降、就学支援金の受給を希望しない方

☐ **届出しません** 現在就学支援金受給中の方で届出(更新)しない場合

☐ **申請しません** 現在就学支援金受給資格を有しない場合

※ 私は、就学支援金の所得基準に該当しない等の理由により、「収入状況届出書（受給資格認定申請書）」を提出しません。



上記いずれかにチェックした場合、令和4年7月から授業料を納付する必要があります。

このチェックシートのみ同封の封筒に入れて提出願います。

※「届出しません」又は「申請しません」にチェックした場合でも、今後の申請を妨げるものではありません。